

進路のてびき

高等部



令和8年度版

大阪府立摂津支援学校

卒業後の進路選択のための参考資料などを掲載していますのでご活用ください。
また、進路について不明な点がありましたらいつでもご質問ください。

はじめに

- 1 高等部から卒業後への移行支援
- 2 コース制について
- 3 (1) 令和8年度進路年間計画
(2) 年間計画説明
- 4 (1) 進路のイメージ図
(2) 進路選択について
(3) 進路先決定までの流れ
- 5 個別の移行支援計画
移行支援計画の見本
- 6 卒業生の進路先一覧
- 7 関係機関一覧
(1) 福祉サービスの利用や手帳発行等に関する相談
(2) 就労に関する相談

はじめに

進路指導の目標

1. 児童生徒、保護者の意向、および児童生徒の能力や特性の正しい理解をもとに、進路指導の方針をたてる。
2. 児童生徒の社会的、職業的自立に向け、小学部段階から個々の発達に応じたキャリア教育を行う。
3. 卒業後も学校と福祉機関や就労支援機関との連携により、途切れない支援体制をめざす。

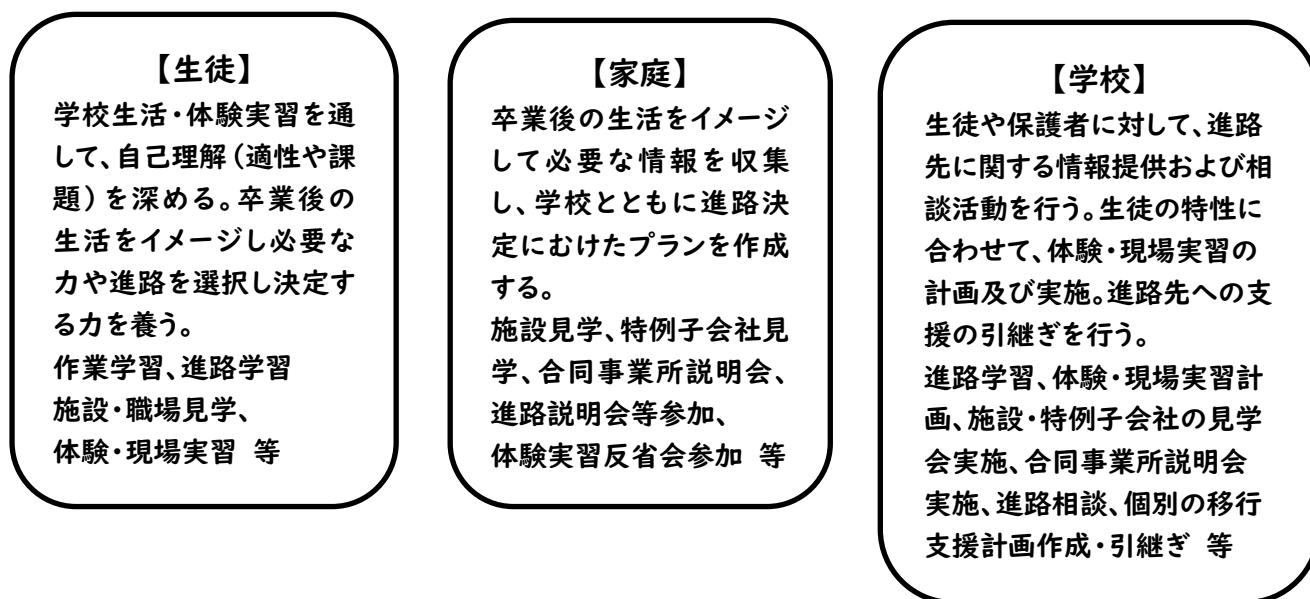
キャリア教育の目標

豊かな社会生活の実現のために「できる」「わかる」という体験の充実をはかり、自己肯定感を高め、人の役に立つ喜びを感じ、主体的に様々な事にチャレンジする姿勢を育成する。

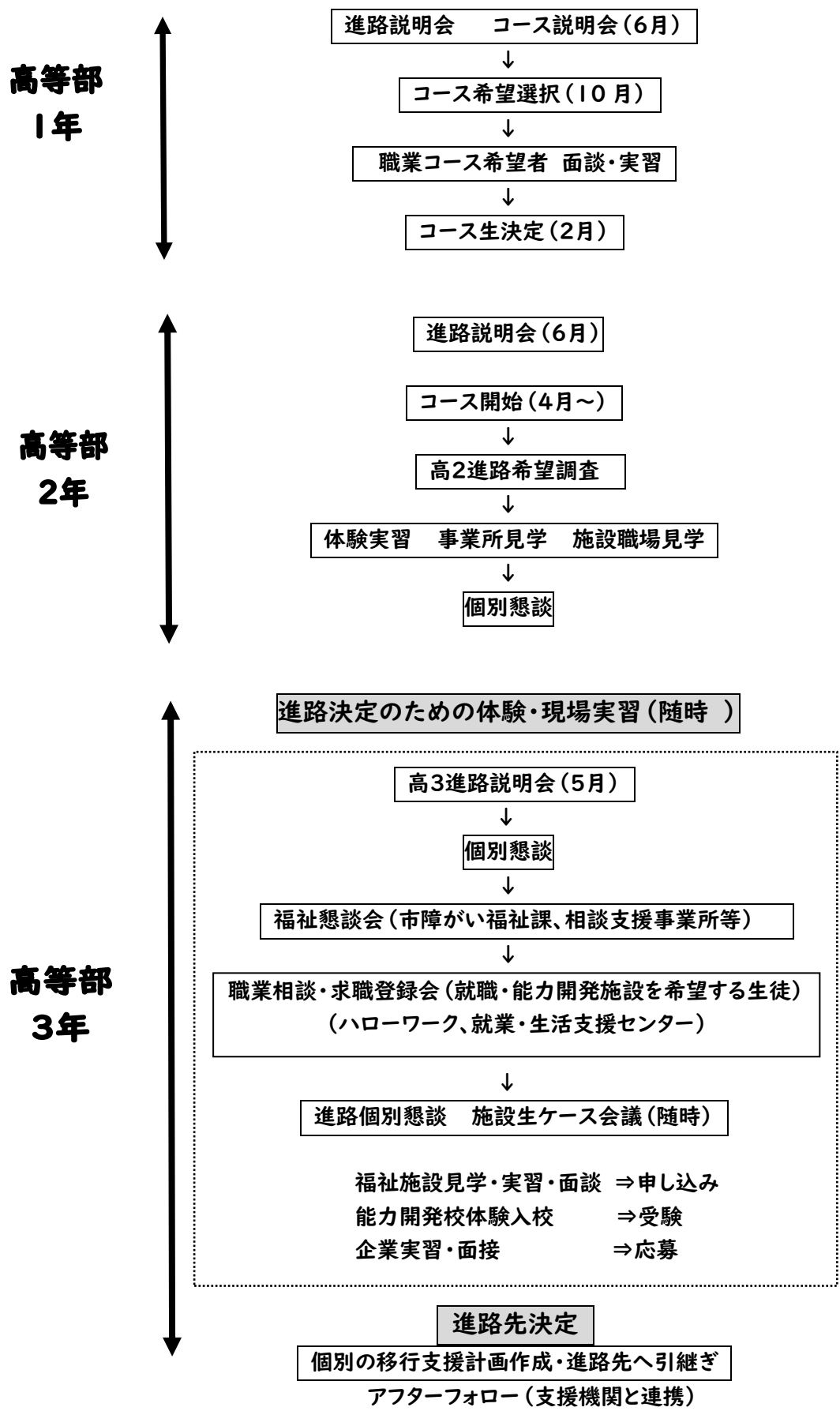
進路指導の基本的な考え方

卒業後の生活を豊かにし、社会に積極的に参加するために、社会的・職業的な自立において自分の進路を選択し実現していくための指導です。学校生活や体験実習でやり抜く経験を充実させ、客観的に自分のよさや課題を理解し、自分の意思で卒業後の進路を選択し決定できる力を育てます。

進路指導の進め方 それぞれの役割(高等部の場合)



Ⅰ 高等部から卒業後への移行支援



2 コース制について

高等部では2年生より「生活コース」と「職業コース」のコース制となります。
コースでは教育課程や指導形態が異なります。

コースの概要

○生活コース

生徒の実態に合わせて個別配慮の指導を中心とし、社会的・職業的自立に向けた力を身につけます。個々の課題やニーズにあわせて支援を行い、ご家庭と相談しながら進路先決定において実習を設定します。

○職業コース

就労において社会的自立の力を集中的に身につけます。規律を重んじた集団一斉指導および職業教育が中心です。様々な職種の実習を設定します。課題を知り目標を持って自ら進路決定をする力を養います。

※就労は「生活コース」「職業コース」のどちらでもめざすことができます。

※1年生10月にコースの希望調査を実施し、職業コース希望者については学校生活の様子、面談における意思確認、外部機関での実習をもとに総合的に判断し、2月に決定します。

実習について

○体験実習

福祉施設、企業などで、学校生活で身につけてきた力を発揮し、どのような力が必要なのか自分の課題を知る体験的な学習の場です。また施設や職場でのルールや作業について学び、厳しさややりがいなどを感じ、イメージをもって自分の進路について考える貴重な機会です。

職業コース生(おもに就労希望者):2年生1学期～

生活コース生(おもに福祉施設利用希望者):2年生2学期～

○現場実習

今までの体験実習での様子、適性、希望をもとに3年時に設定します。卒業後の進路を決定するための実習です。現場実習や面接を通して施設の受け入れや、企業等の採用が決定されます。

○アセスメント実習(就労選択支援事業)

就労選択支援事業は、障がいのある人が自分に合った働き方や卒業後の進路を選ぶための福祉サービスです。卒業後、就労継続支援B型事業所を利用希望の場合、在学中に就労選択支援事業の支給決定を受け、アセスメント実習を実施します。

3 (1) 令和8年度 進路年間計画 (高等部)

| | 全学年 | 高等部1年 | 高等部2年 | 高等部3年 | | |
|-------------|---|--|--|---|---|---|
| 1 学 期 | ※合同事業所説明会…④ ※進路説明会…⑭ ※事業所見学会…② (第1回) | 着こなしセミナー…① コース選択説明会…⑧ | コース開講…⑩ 進路希望調査…⑪ | 職業コース⑫体験実習 福祉懇談会…⑮ ★摂津 ※高槻・吹田 ★職業相談会・求職登録 (就職・能力開発校 希望者)…⑯ 障害者職業能力開発施設 体験入校…⑰ | 生 ⑬ 現 場 実 習 (進 路 が 決 定 す る ま で) | 職 ⑬ 現 場 実 習 (進 路 が 決 定 す る ま で) |
| 2 学 期 | 校内実習週間…③ ※合同事業所説明会…④ ※事業所見学会…② (第2回) | 施設・職場見学…⑦ コース希望調査…⑧ 職業コース 希望者実習…⑨ 進路学習 | 施設・職場見学…⑦ ※個人懇談 (進路懇談含む) 進路学習 | 生活コース⑫体験実習 就労希望者、求人応募 ※個人懇談 (進路懇談含む) 職業能力開発施設試験 (前期一次)…⑱ | ↓ | ↓ |
| 3 学 期 | ※特例子会社 見学会…⑤ 卒業生による 進路講演会…⑥ ※合同事業所説明会…④ | 職業コース 希望者面談 職業コース生決定 | 進路希望調査…⑪ ※個人懇談 (進路懇談含む) | 職業能力開発施設試験 (後期一次)…⑱ 身だしなみ講習…① 福祉サービス事業所 利用申請手続き…⑲ 障がい者就業・生活 支援センター登録…⑳ 進路先引き継ぎ…㉑ | ↓ | ↓ |

※保護者対象

★本人・保護者対象

行事は変更される可能性があります

3 (2) 年間計画説明

① 着こなしセミナー・身だしなみ講習

平素の学校生活や校外での実習、就職活動、卒業後の自立生活に向け、清潔感のある頭髪や服装の正しい着こなし方などの身だしなみを整えるための適切な方法を知ることが目的に行います。

② 事業所見学会(保)

生活介護、就労継続支援 A 型/B型、自立訓練、就労移行支援、能力開発施設などの見学を行います。定員を超えた場合は上級学年を優先させていただきます。現地集合・現地解散です。

③ 校内実習週間

作業を中心とした学習を1週間にわたり連続して行うことにより、「働く力」や「就労への意欲」を高めることを目的としています。

④ 合同事業所説明会(保)

他の支援学校と合同で、地域の福祉サービスを提供する事業所(生活介護・就労継続支援 A/B 型・自立訓練・就労移行支援 等)の担当者が各施設のサービス内容、作業、訓練内容、特色等についての説明を個別のブース形式で行います。

⑤ 特例子会社見学(保)

全校保護者対象。特例子会社(企業が障がい者雇用促進を目的として設立した子会社)の見学を行います。

⑥ 卒業生による進路講演会

卒業生を講師に迎え、進路先での様子やアドバイス等を聞きます。生徒が自己の卒業後を具体的にイメージし、進路を考える機会にします。

⑦ 施設・職場見学

企業や地域における様々な施設を見学し、自らの進路を考える機会にします。

⑧ コース選択説明会・コース希望調査

高等部2年生より始まるコース制(「生活コース」と「職業コース」)についての説明会を実施し、選択するコースの希望調査を行います。

⑨ 職業コース希望者実習

職業コース希望者対象に校外での実習を行います。実習前には実習先で説明会が実施されます。実習中の様子は職業コース判定に反映されます。

⑩ コース開講

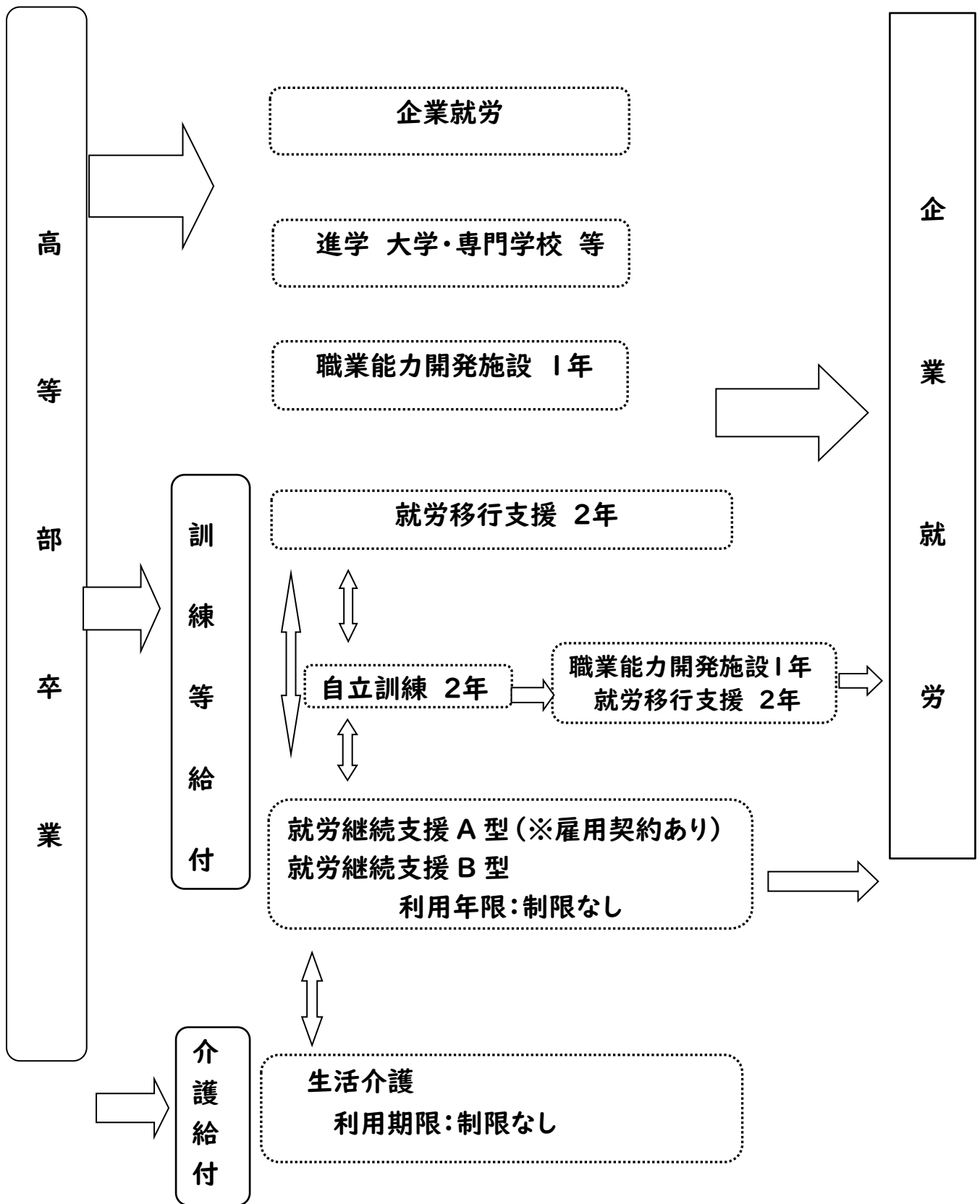
2年生からコース別授業が始まります。

⑪ 進路希望調査

本人および保護者の進路に関する希望調査を随時実施します。

- ⑫ 体験実習
2年生から、生活コースは希望制で1か所以上、職業コースは複数の企業実習を実施します。体験実習は、卒業後の生活をイメージする目的があります。
- ⑬ 現場実習
3年生の実習は、進路先として希望する企業や事業所で行います。
- ⑭ 進路説明会
高等部1・2年保護者対象と高等部3年生保護者対象で実施します。卒業後の進路の選択肢ごとに決定までの流れについて説明します。1年間の各種説明会・面談・手続き等の予定を確認します。進路を決定する現場実習の留意点などについても説明します。
- ⑮ 福祉懇談会
摂津市、吹田市、高槻市の障がい福祉課担当者や相談支援事業所担当者が来校し、福祉施設や制度についての状況や利用申請について、また相談支援事業所の役割と利用についての説明を行います。
- ⑯ 職業相談会・求職登録
公共職業安定所（ハローワーク）専門援助部門および障がい者就業・生活支援センター担当者と個別の面談を行います。公共職業安定所（ハローワーク）の求職登録も同時に行います。対象は就職や職業能力開発施設を進路先として希望する生徒とその保護者です。
- ⑰ 職業能力開発施設入校相談・体験入校
職業能力開発施設において、入校希望者への入校相談・体験入校を行います。実際に実技作業等を体験し進路決定の参考とします。
- ⑱ 職業能力開発施設試験
受験希望者は居住地管轄の公共職業安定所（ハローワーク）に願書を提出します（必ず本人が持参します）。例年、前期日程の施設は一次12月、二次2月、後期日程の施設は一次2月、二次3月に選考試験が実施されます。
- ⑲ 福祉施設利用手続き
卒業後福祉施設（生活介護、就労継続支援、自立訓練、就労移行等）の利用を希望する場合は、学校を通して希望施設への申し込みを行います。施設側の受入れ決定後、各市の相談支援事業所や障がい福祉課で受給者証発行のための手続きを行います。受給者証交付後、施設との利用契約を行います。（※受給者証発行手続きのためには指定特定相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画」が必要です。市によっては利用者や家族が「セルフプラン」を作成することも可能です。）
- ⑳ 障がい者就業・生活支援センター登録
卒業後就職する生徒は、居住地区の障がい者就業・生活支援センターへの登録を行います。登録の時期はセンターによって異なります。職場での不安や悩み事など、困ったことがあればセンターに相談することができます。センター担当者による定着支援のための職場訪問等も行われます。
- ㉑ 進路先引き継ぎ
卒業後の進路先への移行が円滑に進められるよう、進路先への引き継ぎを行います。引き継ぎの際には、在学中の実習記録、本人の希望や保護者の願い、配慮事項を記載した「個別の移行支援計画」を提出します。（※「個別の移行支援計画」は高等部3年生の段階で作成します。本人・保護者の了承を得たうえで提出します）

4 (1) 進路のイメージ図



4 (2) 進路選択について

「障害者総合支援法」による日中活動系サービス

介護給付

生活介護

障がい者支援施設などの施設で、日常的に介護を必要とする方に対して、主に日中（昼間）に、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上の為に必要な援助を行う、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスです。

障害程度区分（障害支援区分）が区分3（障がい者支援施設に入所する場合は区分4）以上である方が対象。送迎があります。

【サービス内容】

- 入浴、排せつ、食事等の介護
- 調理、洗濯、掃除等の家事
- 生活等に関する相談、助言
- その他の日常生活上の支援
- 創作的活動、及び生産活動の機会の提供
- 身体機能、もしくは生活能力の向上のために必要な支援などの提供

訓練等給付

就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な就労の経験がある障がいのある方に対し生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の就労に関する必要な様々な支援を行い、知識、能力が高まった方については、就労継続支援A型（雇成型）や一般就労への移行に向けて支援を行う、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスです。

高等部卒業後すぐに利用する場合は、就労選択支援事業を使ったアセスメント（評価）を受け、B型事業所の利用が適当であるという判定が必要になります。送迎は、基本的にありません。

【サービス内容】

- 生産活動その他の活動の機会の提供（雇用契約は結ばない）
- 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練

就労継続支援A型

企業等に就労することが困難な障がいのある方に対し、雇用契約に基づき、生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の就労に関する必要な様々な支援を行い、一般就労に必要な知識、能力が高まった方については、一般就労への移行に向けて支援を行う、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスです。

2027年4月より、高等部卒業後すぐに利用する場合は就労選択支援事業を使ったアセスメント(評価)を受け、A型事業所の利用が適当であるという判定が必要になります。送迎はありません。

【サービス内容】

- 生産活動その他の活動の機会の提供(雇用契約を結ぶ)
- 就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練
- その他の必要な支援

自立訓練

知的障がい、または精神障がいのある方に対し、地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等のため、障害福祉サービス事業所、食事や家事、入浴や排せつ等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行う、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスです。(利用年限2年)

【サービス内容】

- 食事や家事、入浴や排せつ等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練
- 生活等に関する相談や助言
- その他の必要な支援

就労移行支援

一般就労が見込まれる障がいのある人に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練及び就職活動に関する支援等を行います。(利用年限2年)

【サービス内容】

- 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
(生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて)
- 一般就労等への求職活動に関する支援
- 利用者の適性に応じた職場の開拓
- 就職後における職場定着のために必要な相談や支援

就職

一般企業等と労働契約を結んで雇用されます。雇用形態は、正社員、契約社員、パート社員と様々です。週20時間以上の契約の場合、各種の社会保険が適用されます。また最低賃金（都道府県により異なる）が保障されます。

企業就労希望の場合、高等部3年生の1学期から、ハローワークの求職登録を行います。登録の際は、職種、勤務地、時間帯、賃金等の希望を伝えます。

職場体験実習を経て、希望職種や企業を絞り、現場実習に繋がります。

一般の企業には障がい者法定雇用率（2.5%→令和8年7月より2.7%）が課せられています。療育手帳、精神保健手帳、身体障害者手帳を持っている方は障害者雇用枠で応募することができます。本人が「会社にしてほしい配慮」を伝え、採用後はその配慮を受けながら仕事することができます。

また、居住地にある障害者就業・生活支援センター（就ぽつ）の支援を受けながら就労することができます。

特例子会社…比較的大きな企業の子会社で主に障がいのある方を雇用し職場の環境や作業に配慮している。人気があり狭き門となっています。

例 あしすと阪急阪神（阪急阪神グループ）、エルアイ武田（武田薬品工業株式会社）、シオノギスマイルハート（塩野義製薬株式会社）、かんでんエルハート（関西電力株式会社）、JFRクリエ（J.フロントリテイリング・グループ）等

企業就労の種別 … 障害者雇用枠での企業就労の主な業種

サービス … 清掃、クリーニング、介護・医療補助、食器洗浄・調理補助

小売店販売 … 品出し、袋詰め、接客

物流 … 仕分け、梱包、商品管理、運搬

製造 … 食品、機械、日用品製造

事務 … 事務補助、パソコン入力、メール便の仕分け

障害者職業能力開発施設

障害者職業能力開発施設は、「職業能力開発促進法」にもとづき、障がい者が就職に必要な技術・知識を習得して職業的に自立し、生活の安定と地位向上をはかることを目的として国が設置し、大阪府などが運営する施設です。

訓練科目は訓練施設によって様々ですが、共通のねらいは、就労に必要な体力、技能、生活態度、集中力等の向上を図るとともに就労への意欲や責任感を高め、社会人としての姿勢やマナーを養うことです。

訓練時間はおおむね午前9時ごろから午後4時ごろまでで、訓練期間はほとんどのところが1年間です。訓練施設卒業後、ただちに就職できることをめざして訓練や実習を受けます。

入校選考試験として学科試験、面接試験などが行われます。大阪府だけでなく、他の都道府県の学校に入校することも可能です。また職業訓練受講給付金が支給されます。

毎年10月下旬にハローワーク等で募集案内が配付されます。応募前に必ず施設を見学し、ハローワークでの求職者登録を済ませておく必要があります。選考試験日、合格発表日等は施設によって異なります。

進学

専門学校、短期大学、4年制大学への進学があります。手帳を所持している方も進学しています。ただし、学校によって個別の配慮や対応にかなり差があります。

支援学校を卒業した場合「支援学校卒業資格」を取得します。「高等学校卒業資格」とは異なります。しかし、専門学校、短期大学、4年制大学の受験資格として認められる学校もあります。また、受験資格に「高等学校卒業程度認定試験」による試験科目の合格(8科目)が必要な場合があります。詳しくは、希望する学校へ直接問い合わせるか本校進路部にお問い合わせください。

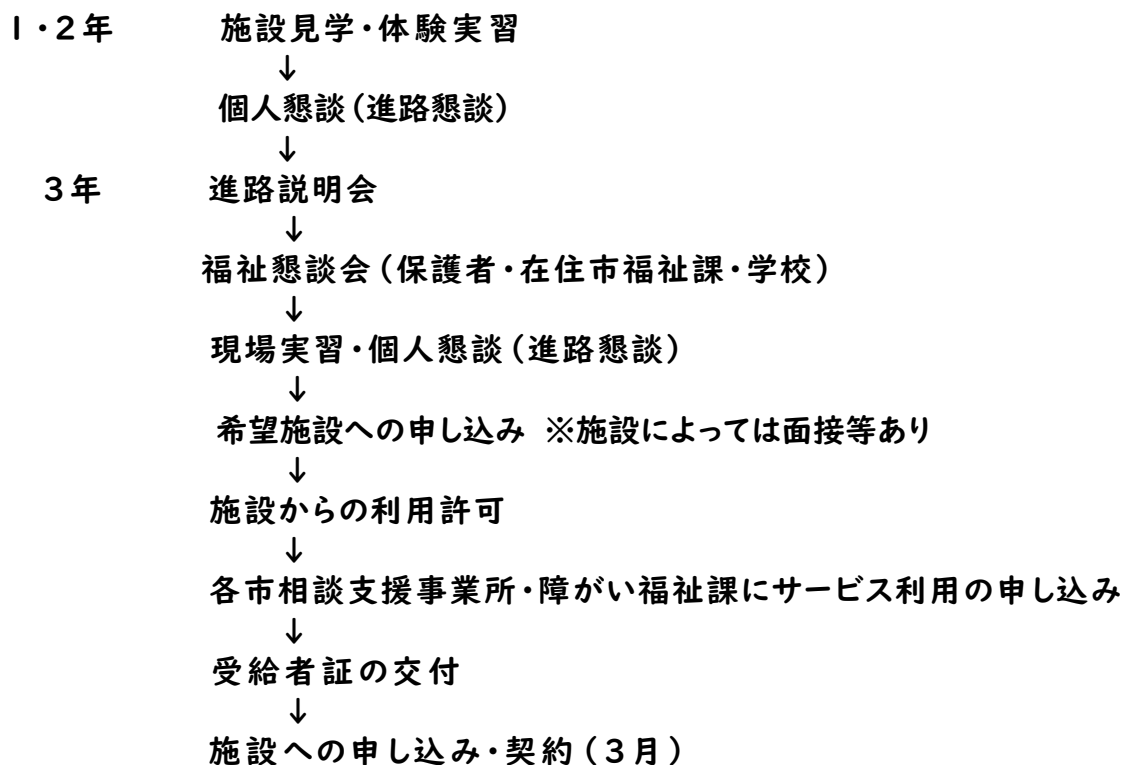
4 (3) 進路先決定までの流れ

日中活動系福祉サービスを希望の場合

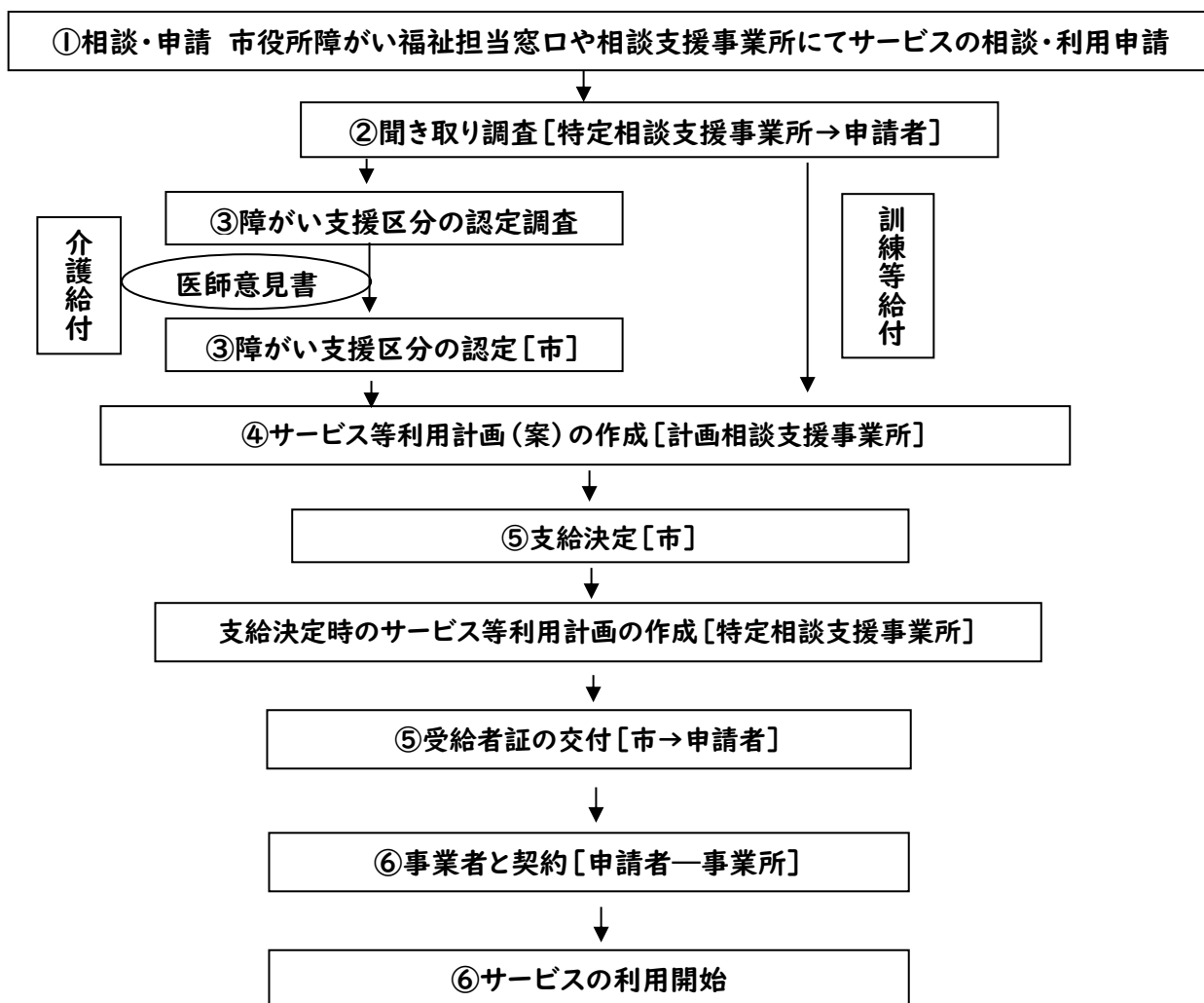
進路に関わる日中活動系福祉サービス

介護給付…生活介護

訓練給付…就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練、就労移行支援

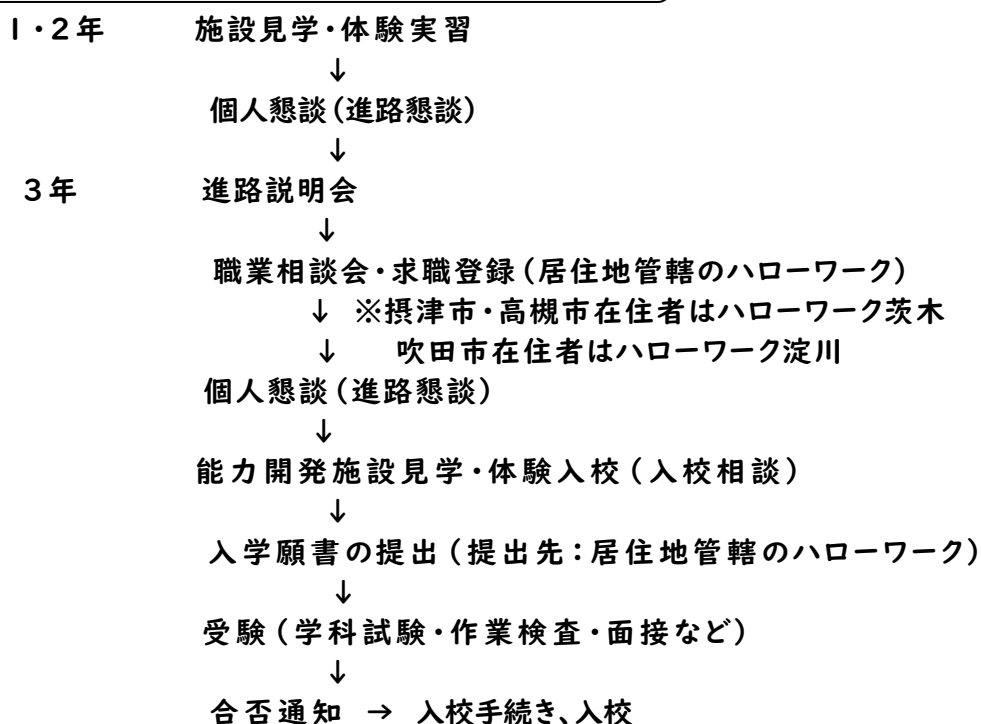


～障害福祉サービス支給の流れ～

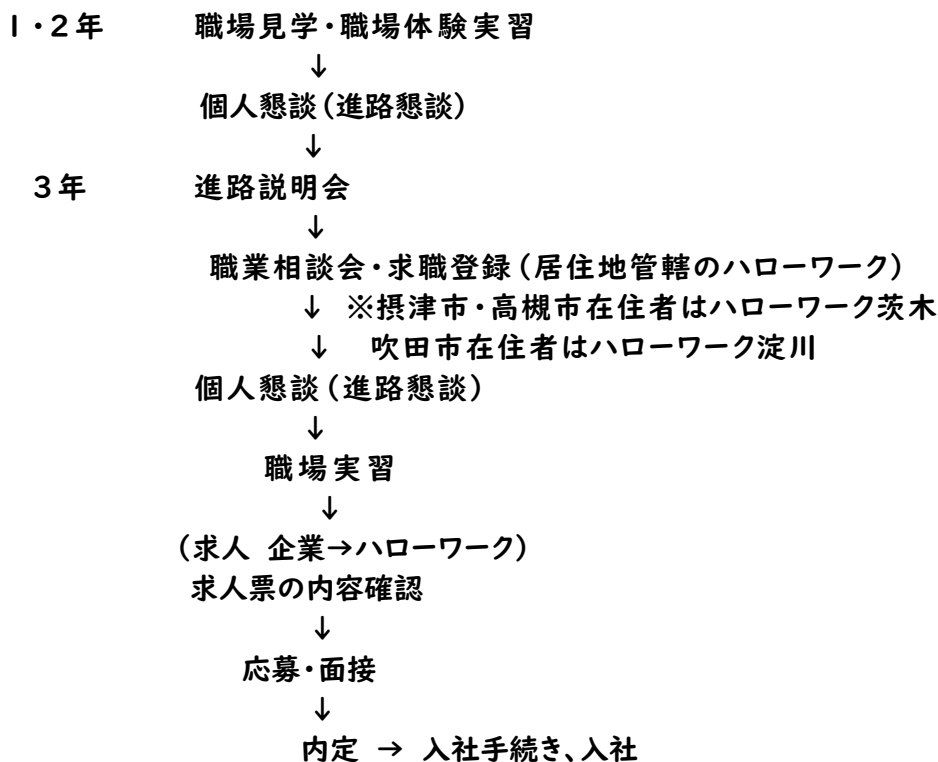


- ①各市の障害福祉課または相談支援事業所に介護給付・訓練給付支給について相談・利用申請を行います。
- ②調査員が本人、保護者に、心身の状況等について80項目の聞き取り調査を行います。
- ③障害支援区分認定審査会で審査・判定を行い、市において障害支援区分を認定します。
(介護給付のみ)
- ④計画相談支援事業所がサービス等利用計画案を作成し、市に申請します。
申請者自身で計画案を作成・申請するセルフプランが可能な市もあります。
- ⑤各市が支給決定の通知を行い、受給者証が交付されます。
- ⑥サービス利用にあたり、申請者と事業所で契約をかわし、サービス利用開始します。

障害者職業能力開発施設を希望の場合



就職を希望の場合



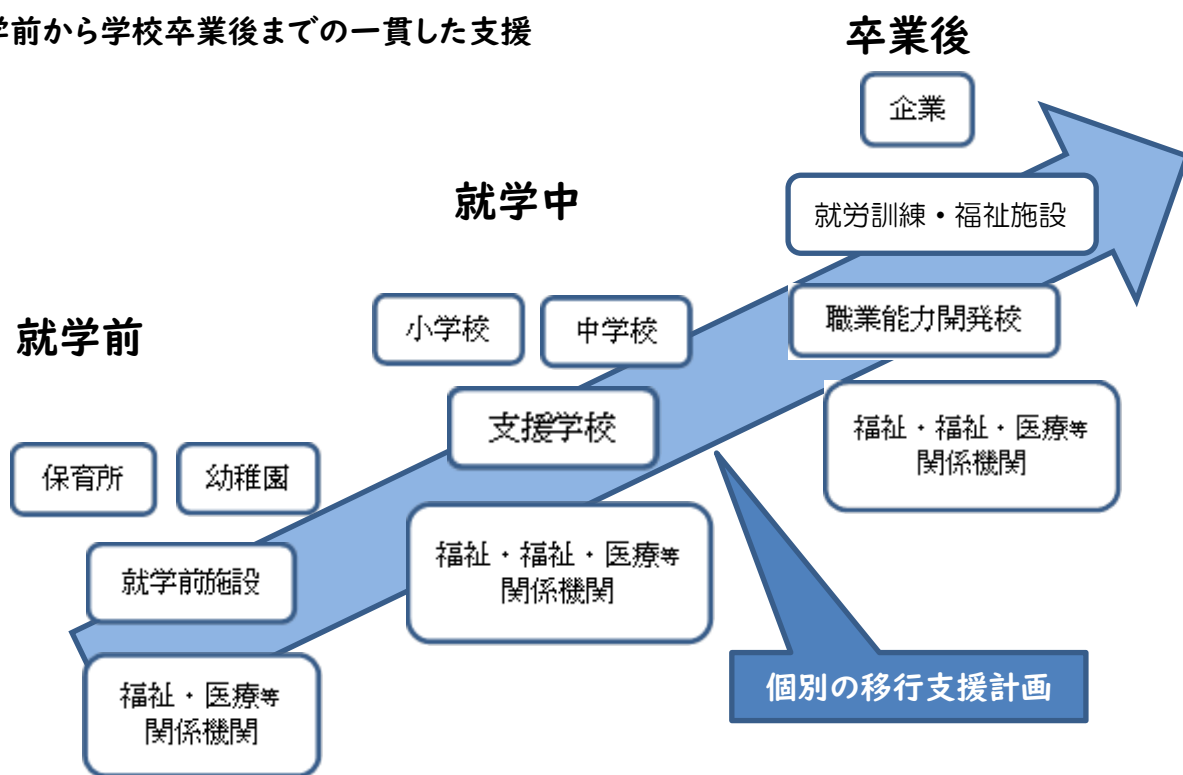
※卒業後、就職する生徒は障がい者就業・生活支援センターへの登録を行います。

5 個別の移行支援計画

「個別の教育支援計画」の一部に含まれ、学校から社会への移行期において円滑な支援を行うために作成される計画です。卒業後の将来の生活を見通して教育・医療・福祉・労働などの関係機関が連携して本人のニーズに応じた支援ができるように、高等部 3 年生の段階で作成されます。

「個別の移行支援計画」は在学中の実習の記録や、本人の希望や保護者の願いをもとに作成され、内容については本人・保護者の了承を得る必要があります。また進路先である福祉施設や企業等への引継ぎ資料として活用されます。進路先への円滑、かつ有効な引継ぎを行うため、課題・配慮事項及び支援内容を具体的に記入されます。

就学前から学校卒業後までの一貫した支援



- ◆ 1人ひとりのニーズの正確な把握
- ◆ 長期的な支援の目標と具体的な内容・方法
- ◆ 関係機関の連携による支援

個別の移行支援計画（見本）

| | | |
|-----|-------|-----|
| 記入日 | 年 月 日 | 記入者 |
|-----|-------|-----|

| | | | | | | | |
|-----------|--|------------------------------|------------------------|----------|--------------------------|--|--|
| ふりがな | | | | ふりがな | | | |
| 生徒名 | 〇〇 〇〇 | | | 保護者名 | | | |
| 生年月日 | 平成 年 月 日生 | 性別 | | 電話番号 | 自宅 携帯 | | |
| 住所 | 〒 | | | | | | |
| 主たる障がい | 自閉症・知的障がい | | | | | | |
| 手帳について | 療育手帳 | 無・有(A B1 B2) (年 月 交付) | | 精神保健福祉手帳 | 無・有(級) (年 月 交付) | | |
| | 身障者手帳 | 無・有(級 障がいの種類) (年 月 交付) | | | | | |
| 身体面での配慮事項 | 発作の有無 | てんかん発作あり。(最近は24年6月) | | | | | |
| | 心臓疾患 | なし | | | | | |
| | 服薬の状況 | デパケン(朝・夜服薬) | | | | | |
| | その他 | 特になし | | | | | |
| その他の配慮事項 | 大きな音が苦手なので、周囲がうるさいとイライラすることがある。その場合は静かな場所に移動すると落ち着く。 | | | | | | |
| 卒業後の具体的支援 | | | | | | | |
| 出身校 | 大阪府立摂津支援学校 | | 072-654-8911 | | 卒業時担任 ○○○○ 進路部主事 ○○○○ | | |
| 医療・保健 | 〇〇市立〇〇病院 | | 000-000-0000 (△△先生) | | 定期通院(半年1回、てんかん薬の調整) | | |
| | 〇〇歯科 | | 000-000-0000 (△△先生) | | 定期通院 | | |
| 福祉 | 大阪府障がい者自立相談支援センター | | 000-000-0000 (△△さん) | | 療育手帳の判定 | | |
| | 〇〇市役所障がい福祉課 | | 000-000-0000 | | 福祉サービスに関する相談窓口 | | |
| 労働 | ハローワーク〇〇 | | 000-000-0000 | | | | |
| | 〇〇障がい者就業・生活支援センター | | 000-000-0000 | | 担当者 | | |

個別の移行支援計画（見本）

| | | | |
|-----|-------|-----|--|
| 記入日 | 年 月 日 | 記入者 | |
|-----|-------|-----|--|

| | |
|----------|-------------------------|
| 生徒名 | 〇〇 〇〇 |
| 3年時の進路希望 | 就労（軽作業系）または職業訓練、生活介護事業所 |

| 体験実習・職場実習の記録 | | | |
|--------------|----------------------------|----------------------------------|---|
| 学年 | 実習先 | 期間 | 実習内容および評価 |
| 1 | 大阪府庁公館 スーパー せつつ屋 | R2.10.9~10.12 R3.1.18~1.22 | 剪定作業、植栽作業。 バックヤード。商品の陳列等は丁寧に行えた。立ち 作業で疲れが見られた。長時間の作業に対応できる 体力づくりが必要。 |
| 2 | バーガーショップ茨 木店 大阪梅田ホテル | R3.6.26~7.2 R4.2.24~2.28 | バックヤード、清掃作業。声が小さかったが、その 都度指示すると改善がみられた。 ベッドメイキング、清掃作業。理解力は高い。わか らないことを質問することが課題。 |
| 3 | 関西システム 摂津興業 | R4.7.14~7.25 R4.9.16~9.30 | 箱の組立て、封入作業。細かい作業が丁寧にできた。 挨拶、返事が苦手な様子であったが、その都度適切 な対応の仕方を示せば改善された。 容器の組立て、検品作業。挨拶、返事が良く、好印 象であった。作業全般についても問題はなかった。 |

| |
|--|
| 進路先名称 |
| 株式会社 摂津興業 |
| 卒業後の生活におけるニーズ（本人・保護者の希望等） |
| 将来的には一人暮らしをしたいと考えているため、買い物、食事の準備、洗濯等家事全般ができるようになりたい。 |
| その他（ケース会議・進路先への引き継ぎ等） |
| 細かい作業が得意で、長時間集中して作業に取り組むことができるが、適度に休憩を取ることが苦手であるため疲労がたまりやすい。作業スケジュールに休憩時間が組み込まれていれば、自分で時間を意識して休憩を取ることができる。 |

6 卒業生の進路先一覧

| 【中学部】 | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------|-----------------|-------|-------|-------|
| 支援学校 | 支援学校 | 29 | 34 | 45 |
| | 高等支援学校 | 0 | 0 | 0 |
| | 共生推進教室 | 1 | 0 | 0 |
| 高等学校 | 全日制 普通科 | 1 | 0 | 0 |
| | 知的障がい生徒 自立支援コース | 0 | 0 | 0 |
| | 全日制 エンパワーメント | 0 | 0 | 0 |
| | 通信制 | 1 | 0 | 1 |
| | 定時制 | 0 | 0 | 0 |
| 高等専修学校 | | 0 | 1 | 0 |
| その他 | | 0 | 0 | 0 |
| 合計人数 | | 32 | 35 | 46 |

| 【高等部】 | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-----------|-------|-------|-------|
| 就労 | スーパーマーケット | 1 | 0 | 0 |
| | 介護施設 介護補助 | 0 | 1 | 0 |
| | 工場内作業 | 0 | 0 | 2 |
| | 運輸会社仕分け等 | 1 | 0 | 0 |
| | 量販店 品出し | 0 | 0 | 0 |
| | 清掃 | 2 | 1 | 1 |
| | 事務補助 | 2 | 0 | 2 |
| | 飲食店バックヤード | 0 | 0 | 1 |
| | 計 | 6 | 2 | 6 |

| | | | | |
|----------|----------|----|----|----|
| 職業能力開発施設 | | 0 | 1 | 2 |
| 福祉施設 | 生活介護 | 12 | 9 | 10 |
| | 就労継続支援A型 | 0 | 2 | 0 |
| | 就労継続支援B型 | 13 | 8 | 12 |
| | 自立訓練 | 3 | 10 | 2 |
| | 就労移行支援 | 1 | 2 | 1 |
| 計 | 29 | 32 | 27 | |

| | | | | |
|----|--|---|---|---|
| 進学 | | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 0 | 0 | 0 |

| | | | | |
|-----|----------|---|---|---|
| その他 | 入院治療・在宅等 | 1 | 2 | 4 |
| 計 | | 1 | 2 | 4 |

| | | | | |
|------|--|----|----|----|
| 合計人数 | | 36 | 36 | 37 |
|------|--|----|----|----|

7 関係機関一覧

(1) 福祉サービスの利用や手帳発行等に関する相談

①市役所

療育手帳の申請、交付、施設入所、福祉制度、また日常で困っていることなどの相談に応じます。

| | | |
|------------------|-------------|----------------|
| 摂津市 保健福祉部 障害福祉課 | 摂津市三島1-1-1 | ☎ 06-6383-1374 |
| 吹田市 福祉部 障がい福祉室 | 吹田市泉町1-3-40 | ☎ 06-6384-1348 |
| 高槻市 健康福祉部 障がい福祉課 | 高槻市桃園町2-1 | ☎ 072-674-7164 |

②子ども家庭センター

18歳未満の知的障がいのある方を対象として、医師、心理判定員などが専門的な立場から判定、相談、指導を行います。

| | | |
|-------------|------------|----------------|
| 吹田子ども家庭センター | 吹田市出口町19-3 | ☎ 06-6389-3526 |
|-------------|------------|----------------|

③大阪府障がい者自立相談支援センター

18歳以上の知的障がいのある方を対象として、医師、心理判定員などが専門的な立場から判定、相談、指導を行います。

| | | |
|--------------------------|----------------|----------------|
| <u>大阪府障がい者自立相談支援センター</u> | 大阪市住吉区大領3-2-36 | ☎ 06-6692-5263 |
|--------------------------|----------------|----------------|

④相談支援センター

市区町村における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に
行います。

| | | |
|-----------------|--------------|----------------|
| 摂津市 障害者総合支援センター | 摂津市学園町2-9-28 | ☎ 072-665-7607 |
| 吹田市 基幹相談支援センター | 吹田市泉町1-3-40 | ☎ 06-6384-1348 |
| 高槻市 基幹相談支援センター | 高槻市桃園町2-1 | ☎ 072-674-7171 |

(2) 就労に関する相談

①公共職業安定所(ハローワーク)

障がい者の職業紹介、相談、就職の斡旋、能力開発校の紹介、申し込み窓口を行っています。

| | | |
|-----------------|------------------|----------------|
| ハローワーク淀川 専門援助部門 | 大阪市淀川区十三本町3-4-11 | ☎ 06-6302-4771 |
| ハローワーク茨木 専門援助部門 | 茨木市東中条町1-12 | ☎ 072-623-2551 |

②障がい者就業・生活支援センター

就労についての相談や支援、職場での悩みや困りごとについての相談を行っています。

| | | |
|---------------------|--------------|----------------|
| 茨木・摂津障害者就業・生活支援センター | 摂津市学園町2-9-28 | ☎ 072-665-7670 |
| すいた障がい者就業・生活支援センター | 吹田市内本町1-6-15 | ☎ 06-6317-3749 |
| 高槻市障がい者就業・生活支援センター | 高槻市高槻町4-17 | ☎ 072-668-4510 |

③大阪障がい者職業センター

障がいのある方の就職や職場に定着するための相談、職業評価、職業準備支援、ジョブコーチによる支援等を行っています。※高等部在籍生徒の職業評価は行っていません。

| | | |
|--------------|-----------------------------------|----------------|
| 大阪障がい者職業センター | 大阪府中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル4階 | ☎ 06-6261-7005 |
|--------------|-----------------------------------|----------------|